

## 賛助会員入会のご案内

消費者教育支援センターは、平成2年(1990年)に「青少年を対象とした消費者教育に関する調査研究及び各種事業を実施することにより、消費者教育の総合的かつ効果的な推進を支援する」ことを目的として、経済企画庁(現消費者庁)および文部省(現文部科学省)の共管法人として設立され、平成24年4月1日より公益財団法人に移行しました。

支援センターでは、平成25年度は次のような事業を実施しております。  
消費者教育シンポジウムの開催、先生のための消費者市民教育ガイドの作成、海外の消費者教育実態調査(イギリス・フランス・国際機関)、研修会・講座等への講師派遣、教材資料表彰、機関誌「消費者教育研究」(隔月)の発行、ホームページによる情報提供を行っています。

また、静岡市消費者教育推進計画骨子作成業務、浜松市の消費者教育のあり方検討業務、千葉市消費者教育の推進に係る業務、㈱パロマより高齢者向けのパンフレットの作成業務や国民生活センター、地方自治体から講座の企画・立案から運営まで一括受託しています。

今後、ますます消費者教育に対する理解が求められる時代がくると考えられます。支援センターと致しましては、これまでの成果をふまえ消費者教育の専門機関として、今後とも消費者教育の発展に寄与するよう努力してまいりたいと考えています。

企業及び団体の皆様に、当財団賛助会員としてのご入会をお願い致したくご案内申し上げます。

公益財団法人消費者教育支援センター

\*\*\*\*\*

### <法人賛助会員>

(1)【賛助会員】 公益法人の目的及び事業に関する協賛法人・団体

(2)【年度会費】 1口 80万円 (会計年度:4月～翌年3月)

### (3)【入会の手続き】

①お申し込みは、「FAX」または「郵送」等をお願い致します。

※「申込書」はホームページからダウンロードできます。  
ホームページ( <http://www.consumer-education.jp> )

※他お問い合わせ:公益財団法人消費者教育支援センター事務局  
〒150-0002  
東京都渋谷区渋谷 1-17-14 全国婦人会館・ちふれ化粧品共同ビル 3階  
(電話:03-5466-7341) (FAX:03-5466-2051)

②ご入会協議決定次第、法人賛助会員年会費のご請求書を発行いたします。

③ご請求日より、1ヶ月以内にお振り込みを頂きます。

④その他

ご不明な点がございましたら、お電話頂けましたら幸甚に存じます。

以上

## 企業法人・団体 賛助会員入会申込書

公益財団法人 消費者教育支援センター

理事長 櫻井 純子 殿

下記のとおり、平成 年度、賛助会員の申し込みをいたします。

申込年月日	平成 年 月 日			
法人・団体名	フリガナ			
		印		
	英文表記			
ご住所	〒			
代表者名	フリガナ			
連絡担当者	氏名	フリガナ		
	所属・役職			
	ご連絡先住所	〒		
	TEL		FAX	
	メールアドレス			
	Web サイトURL	http://		
ご登録お申込み口数をご記入ください。 年会費:800,000 円 [       ] 口				
団体・法人の該当業種をご記入ください。(主な該当項目に1ヶ所チェック) <input type="checkbox"/> 1.食品・水産 <input type="checkbox"/> 2.建設・住宅 <input type="checkbox"/> 3.科学・医薬品 <input type="checkbox"/> 4.機械・電機 <input type="checkbox"/> 5.自動車 <input type="checkbox"/> 6.精密 <input type="checkbox"/> 7.百貨店・スーパー <input type="checkbox"/> 8.銀行等 <input type="checkbox"/> 9.信託銀行 <input type="checkbox"/> 10.証券 <input type="checkbox"/> 11.損害保険 <input type="checkbox"/> 12.生命保険 <input type="checkbox"/> 13.鉄道・通信 <input type="checkbox"/> 14.電力・ガス <input type="checkbox"/> 15. 生協等 <input type="checkbox"/> 16.放送・出版・メディア <input type="checkbox"/> 17その他				
備考				

<ご注意事項> お申込書のご記入項目は、すべて必須事項でございますので宜しくお願い致します。

(公財)消費者教育支援センター事務局 TEL:03-5466-7341/FAX:03-5466-2051

## 公益財団法人消費者教育支援センター賛助会員規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人消費者教育支援センター定款第47条の規定に基づき、公益財団法人消費者教育支援センター(以下「センター」という。)の賛助会員に関する事項を定めることを目的とする。

(賛助会員)

第2条 センターの賛助会員は、センターの目的に賛同する者であって、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 企業
- (2) 地方公共団体等

(入会)

第3条 センターの賛助会員になろうとする者は、次条に規定する賛助会費を添えて別に定める所定の入会申込書を理事長に提出しなければならない。

2 前項の入会申込書の提出があったときは、理事長は入会審査を行った上で理事会に報告しなければならない。

3 賛助会員は、入会申込書に記載した事項を変更した場合は、速やかに変更届書を理事長に提出しなければならない。

(賛助会費)

第4条 賛助会員は、センターの運営及び事業の実施に要する経費として、800,000円の賛助会費を負担しなければならない。

(賛助会費の使途)

第5条 前条の賛助会費収入は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用するものとする。

(賛助会費の納入)

第6条 賛助会費は、原則として、毎年5月末までに納めなければならない。

(退会)

第7条 賛助会員は、退会しようとするときは、事前にその旨を書面をもって理事長に届け出なければならない。

(除名)

第8条 賛助会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決により除名することができる。

- (1) 納入期限後、6ヶ月以上賛助会費を納入しないとき
- (2) センターの名誉を毀損し、又はセンターの目的に反する行為をしたとき

2 前項第2号の規定により賛助会員を除名しようとするときは、当該賛助会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う理事会において、当該賛助会員に弁明の機会を与えなければならない。

(賛助会費の返還)

第9条 賛助会員が退会し、又は除名された場合は、既に納入した賛助会費は返還しないものとする。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成2年5月28日から施行する。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。